

「三菱 UFJ-VISA 会員規約」変更点（下線部が変更点）

変更前	変更後
<p>第 11 条（カードの利用・貸与の禁止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど）</p> <p>1. 会員が、＜中略＞この場合および第 3 項に定める場合、会員はカードを利用することができません。万一利用した場合は、直ちにお支払いいただきます。</p> <p>3. 当行は、会員が第 13 条第 1、2 項各号のいずれか、および第 13 条の 2 第 1～3 項のいずれかの事由に該当した場合、入会時に虚偽の申告があったときなど当行が会員として不適格と認めた場合は、会員資格を取消すことができ、加盟店などに当該カードの無効を通知または登録することがあります。この場合はその旨会員に通知するものとします。</p> <p>5. 本人会員が前第 3 項に該当した場合は、家族会員にも同様の措置をとるものとします。</p> <p>第 13 条の 2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 会員が、次の各号の一にでも該当し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は、当行からの請求によって、本規約に基づく債務全額について期限の利益を失い、第 7 条に定める返済方法によらず、直ちに当行に対する未払い債務をお支払いいただきます。</p> <p style="text-align: center;">（第 13 条の 2 第 1 項③④号は追加）</p>	<p>第 11 条（カードの利用・貸与の禁止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど）</p> <p>1. 会員が、＜中略＞この場合および第 3 項に定める場合、会員はカードを利用することができません。</p> <p>3. 当行は、会員が第 13 条第 1、2 項各号のいずれか、および第 13 条の 2 <u>第 1 項各号</u>のいずれかの事由に該当した場合、入会時に虚偽の申告があったときなど当行が会員として不適格と認めた場合は、会員資格を取消すことができ、加盟店などに当該カードの無効を通知または登録することがあります。この場合はその旨会員に通知するものとします。</p> <p>5. 本人会員が<u>第 3 項</u>に該当した場合は、家族会員にも同様の措置をとるものとします。</p> <p>第 13 条の 2（反社会的勢力等<u>の排除</u>）</p> <p>1. <u>会員または会員によるカードの利用について</u>、次の各号の一にでも該当し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は、当行からの請求によって、本規約に基づく債務全額について期限の利益を失い、第 7 条に定める返済方法によらず、直ちに当行に対する未払い債務をお支払いいただきます。</p> <p><u>③会員について、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれがあると当行が判断した場合</u></p> <p><u>④会員によるカードの利用について、本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反するおそれがあると当行が判断した場合</u></p>

変更前	変更後
<p>(第 36 条は新設)</p>	<p><u>第 36 条 (弁済の充当、相殺等)</u></p> <p><u>1. 会員が支払った金額が本取引による債務のうち弁済期の到来したものに満たない場合には、当行は、費用および手数料、未払利息、遅延損害金、元本の順に充当します。また、会員において、本取引による債務のほかに当行に対する他の債務（弁済期の到来したものに限り。）がある場合には、当行は、債権保全上等の事由により、どの債務に充当を行うかを指定することができるものとします。会員は、これらの充当に対しては異議を述べることはできないものとします。</u></p> <p><u>2. 当行から相殺をする場合は、当行は、当行の会員に対する債権と、当行が会員に負担する債務について、当行が適当と認める順序方法により充当指定することができるものとし、会員は、その指定に対しては異議を述べることはできないものとします。</u></p> <p><u>3. ①会員から相殺をする場合は、会員は、会員の当行に対する債権と、会員が当行に負担する債務について、会員が適当と認める順序方法により充当指定することができるものとします。</u></p> <p><u>②前号による指定がなかったときは、当行が適当と認める順序方法により充当指定することができるものとし、その指定に対して、会員は、異議を述べることはできないものとします。</u></p> <p><u>4. 前項第①号の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は、遅滞なく異議を述べ、保全・保証の状況等を考慮して充当指定することができるものとします。</u></p> <p><u>5. 第 3 項第②号または前項によって当行が指定する債務については、その期限が到来したものとみなします。</u></p>